

自転車の  
スマホ・酒気帯び

# 罰則強化



令和6年11月1日  
道路交通法改正

## 自転車運転中の新たな罰則

携帯電話使用等 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察

